

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和6年12月定例会	
議案番号 議案名	議案第44号 指定管理者の指定について
議員名・会派名等	政策実現フォーラム・社民
賛否態度	反対
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	<p>私たち、会派「政策実現フォーラム・社民」は、可能な限り、本会議、委員会など 公の場で、実際に討論した内容をその議案に対する賛否態度に至った理由として掲載するようにしています。</p> <p>以下、行った討論内容です。</p> <p>.....</p> <p>本議案は、松戸運動公園他、8スポーツ施設の指定管理者を選定するためのものです。</p> <p>この指定管理者については、8年前の2016年(平成28年)に事業者3者が応募してきたものの、ずっと1者のみの応募という、競争性が働いていない状況が続いています。</p> <p>過去の審査では「指摘事項を次回に解消できるよう努力する」との答弁に期待を込めて賛成してきましたが、今回の応募も、残念ながら期待は裏切られ、1者のみでした。事実上の随意契約の状態が繰り返され、問題と言わざるを得ません。</p> <p>委員会審査の過程において感じた問題点としては、まず、市からは抜本的にこの状況を変えようとする姿勢が感じられなかったことと、指定管理者に名乗りをあげているシンコースポーツ側にも緊張感が感じられないこと、の両方あります。</p> <p>委員会では、競争性の担保という観点から、市の認識をたずねました。</p> <p>一つ目は、今回の応募で工夫した点です。</p> <p>答弁では「募集要領と仕様書の見直し」と「募集期間の若干の延長」でした。一方で、他の事業者が新規参入しづらい要因として、施設の老朽化が以前から指摘されている、ということも、市も認識しています。評価委員会の審査の際も、施設の老朽化に関して評価委員から、老朽化について「かなり厳しい状況だと思う」と指摘されています。しかし、本市は、「松戸市公共施設個別施設計画」にある、天井や空調設備、耐震工事などの改修のみしか行わない模様です。これは、スポーツ施設整備方針も同じだと思います。</p>

老朽化した施設の修繕ばかり発生するのでは、事業者にとって魅力が無いのも無理はありません。多少、市側の努力があったことは分かりましたが、本当に解決に向けて対策を講じているとは、感じられませんでした。

本市は、本来やらなければならない、焼却炉建設や教育施設の長寿命化をだいが後回しにしていますが、運動公園他8スポーツ施設もまた、取り残された施設、ということではないか、と思います。相変わらず市全体から計画性は感じられません。

2つ目は、総務財務常任委員会でも質疑のあった、9ヶ所の管理施設を2つに分ける案について再度尋ねました。しかし「研究していく」と消極的な答弁に変わりはありませんでした。この提案が良いかどうか、については議論があるところだと思いますが、少なくとも、市からは打開策の提案は無いのですから、これも一案として検討してきて良かったと思います。しかし、検討された形跡はありません。

一方、指定管理者のシンコースポーツの運営にも、緊張感が無くなっているのではないかと、評価結果からは感じられ、こちらも問題ではないかと考えます。

評価表の得点は、2016年(平成28年)が102点、2020年(令和2年)が97.5点、今回が81.5点と、どんどん下がっています。比較する事業者がないので、どう判断すればいいのか分かりませんが、一般的には、長いこと運営している業者ならば、そのノウハウやサービスは磨かれ、点数は上がっていった当然ではないでしょうか。しかし、評価は下がっています。特に評価表の項目(3)、住民サービスの向上をめざすものであること、のところは他の項目と比べて最も得点率が低くなっています。

また、今回、募集にあたり、本市が仕様書を見直したことを受けて、シンコースポーツが人材を2名増やすことにしたのが、指定管理費が上がった主な要因ですが、にも関わらず、評価表では辛口の点数が付けられています。評価は、過去3年分と、今後の計画を合わせて付けられている、ということでしたので、サービスは以前より落ちている、と判断できます。

このことから、長期間の管理運営に指定管理者のシンコースポーツが「慣れてしまっている」のではないかと疑念を持ちました。本市の職員が抜き打ちで現場を訪れる機会を設ける、など対策をすべきだと思います。

収支予算書が、今回少し改善したことは評価できます。しかし、それでもまだ、他の指定管理者のものと比較して情報量は少ないです。また、議案説明の時点で、あらかじめ議員全員に資料を配布するよう、合わせて改善を求めます。

スポーツ施設の指定管理に関しては、過去の経緯に色々あったと聞いています。例え、今ではそういうことはないとしても、少しでも疑念

を持たれないように、市は最新の注意を払うべきで、収支予算書のうち、事業者のノウハウなど企業秘密に係る部分以外は、可能な限り明らかにすべきです。

指定管理費の中から、正規以外で働く人たちにしっかり支払われているのか、私たちには確認する手立てもありません。市にヒアリングにおいて確認したところ、指定管理者に口頭で確認しているのとのことでした。

この点については、評価委員会の議事録に「本市では社会保険労務士による労働条件審査の導入を検討している」という発言があり、答弁でも、「指定管理業務仕様書に記載されると想定しており、労働条件審査に協力すること、と記載されると思われる」とあったことから、全庁的に取り組んでいくことを期待します。

指定管理制度は「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としています。

私個人としては、指定管理者制度自体に様々な課題があるとは思っていますが、現状、行政には、この制度を最大限活かす努力が求められているのですから、長期間1者のみの応募状況が続いているのは問題で、しかも改善も見込めない中で、許可することはできません。